

堺市公報 第154号	令和3年1月22日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市文化芸術審議会規則の一部を改正する規則 【文化観光局文化部文化課】.....	3
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】.....	4
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】.....	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】.....	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】.....	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】.....	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】.....	8
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】.....	9
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】.....	12
○道路法に基づく高石市道の路線の認定について 【建設局土木部路政課】.....	14
○道路法に基づく高石市道の区域決定について	

【建設局土木部路政課】	14
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	15
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	16
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	17
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	18
○堺市立農業公園「交流施設」の利用時間について	
【産業振興局農政部農水産課】	19
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	19
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の一部廃止について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	31
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	31
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	31
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	32
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	32
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	33
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	33
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	34
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	34

○建築基準法に基づく道路の位置の指定について  
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

＜上下水道局管理規程＞

○堺市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程  
 【上下水道局サービス推進部事業サポート課】・・・・・・・・・・・・ 35

＜上下水道局公告＞

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について  
 て  
 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・・・・・ 41

○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について  
 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・・・・・ 42

**規 則**

堺市文化芸術審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第3号

堺市文化芸術審議会規則の一部を改正する規則

堺市文化芸術審議会規則（平成27年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第2項中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「及び第3条」を「から第4条まで」に、「第2条第1項」を「第2条中「委員」とあるのは「部会委員」と、第3条第1項」に、「第3条第2号」を「第4条第2号」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条第1項中「審議会の会議（以下この条及び次条において単に「会議」という。）」を「会議」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（会議の特例）

第2条 会長は、特に緊急を要するため、審議会の会議（以下この条から第4条までにお

いて単に「会議」という。)を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

附則第2項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 堺市告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776003986
事業所名称	よつば
事業所所在地	堺市堺区宿屋町東三丁3番26号
指定の申請者	合同会社よつば
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区宿屋町東三丁3番26号
代表者名	上久保仁美
指定年月日	令和3年1月1日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776503043
事業所名称	はーとるーぷケアプランセンター
事業所所在地	堺市北区百舌鳥梅町三丁10番8号 ハイツ中百舌鳥102
指定の申請者	日本メッシュ工業株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区百舌鳥梅町三丁25番地4
代表者名	後藤英一
指定年月日	令和3年1月1日
サービスの種類	居宅介護支援

## 堺市告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和3年1月22日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2776003978
事業所名称	ケアコート
事業所所在地	堺市堺区大町東三丁2番6号 202号室
指定の申請者	コアプラン株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区北堀江一丁目14番9号4階
代表者名	石川誠
指定年月日	令和3年1月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776600542
事業所名称	スイート介護センター美原
事業所所在地	堺市美原区平尾2447-1 ヴィハーラ仲本203号
指定の申請者	株式会社シルバーシダー
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市住之江区新北島三丁目8番43号
代表者名	杉田将裕
指定年月日	令和3年1月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776103547
事業所名称	訪問介護CLAN堺 田園
事業所所在地	堺市中区田園1001-40
指定の申請者	株式会社CLAN
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区北堀江一丁目1番18号
代表者名	太田篤史
指定年月日	令和3年1月1日
サービスの種類	訪問介護

~~~~~

堺市告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                        | 事業内容           | 事業所名                  | 事業所所在地                               | 指定年月日        |
|----------------------------|----------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------|
| A l l y T h e L u c k 合同会社 | 就労継続支援<br>(B型) | S y n e r g y         | 大阪府堺市北区東雲<br>東町三丁6-20 リ<br>ンショウマンション | 令和3年1月<br>1日 |
| コアプラン 株式<br>会社             | 居宅介護           | ケアコート                 | 大阪府堺市堺区大町<br>東三丁2番6号202<br>号室        | 令和3年1月<br>1日 |
| コアプラン 株式<br>会社             | 重度訪問介護         | ケアコート                 | 大阪府堺市堺区大町<br>東三丁2番6号202<br>号室        | 令和3年1月<br>1日 |
| 株式会社 C L A<br>N            | 居宅介護           | 訪問介護C L<br>A N堺田園     | 大阪府堺市中区田園<br>1001-40                 | 令和3年1月<br>1日 |
| 株式会社 アイ<br>スマイル            | 就労継続支援<br>(B型) | ワークスペ<br>ース・ニコライ<br>ズ | 大阪府堺市堺区南清<br>水町一丁1番28号               | 令和3年1月<br>1日 |
| 株式会社 ジョイ<br>・オブ・ライフ        | 居宅介護           | ジョイ・オブ<br>・ライフ        | 大阪府堺市堺区海山<br>町三丁145 シャト<br>一川庄200号   | 令和3年1月<br>1日 |
| 株式会社 ジョイ<br>・オブ・ライフ        | 重度訪問介護         | ジョイ・オブ<br>・ライフ        | 大阪府堺市堺区海山<br>町三丁145 シャト<br>一川庄200号   | 令和3年1月<br>1日 |
| 株式会社 スマ<br>イルケアサポート        | 共同生活援助         | グループホ<br>ームスマイル       | 大阪府堺市北区東上<br>野芝町二丁291番地              | 令和3年1月<br>1日 |

## 堺市告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                | 事業内容   | 事業所名                       | 事業所所在地                         | 指定年月日        |
|--------------------|--------|----------------------------|--------------------------------|--------------|
| 株式会社 リカバ<br>リーサポート | 地域移行支援 | 地域定着相談<br>支援センター<br>さかい事業所 | 大阪府堺市中区深井<br>清水町3768-2 30<br>5 | 令和3年1月<br>1日 |
| 株式会社 リカバ<br>リーサポート | 地域定着支援 | 地域定着相談<br>支援センター<br>さかい事業所 | 大阪府堺市中区深井<br>清水町3768-2 30<br>5 | 令和3年1月<br>1日 |

## 堺市告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                | 事業内容   | 事業所名                       | 事業所所在地                         | 指定年月日        |
|--------------------|--------|----------------------------|--------------------------------|--------------|
| 株式会社 リカバ<br>リーサポート | 計画相談支援 | 地域定着相談<br>支援センター<br>さかい事業所 | 大阪府堺市中区深井<br>清水町3768-2 30<br>5 | 令和3年1月<br>1日 |
| 合同会社 よつば           | 計画相談支援 | よつば                        | 大阪府堺市堺区宿屋<br>町東三丁3番26号         | 令和3年1月<br>1日 |

## 堺市告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に

係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                   | 事業内容        | 事業所名     | 事業所所在地                | 廃止年月日      |
|-----------------------|-------------|----------|-----------------------|------------|
| 株式会社 ほのぼの             | 居宅介護        | 株式会社ほのぼの | 大阪府堺市堺区中永山園2番9号       | 令和2年12月31日 |
| 株式会社 ほのぼの             | 重度訪問介護      | 株式会社ほのぼの | 大阪府堺市堺区中永山園2番9号       | 令和2年12月31日 |
| 株式会社 ほのぼの             | 同行援護        | 株式会社ほのぼの | 大阪府堺市堺区中永山園2番9号       | 令和2年12月31日 |
| 特定非営利活動法人 フィロソフィ ひまわり | 就労移行支援(一般型) | Willひまわり | 大阪府堺市北区百舌鳥梅北町五丁253-15 | 令和2年12月31日 |

堺市告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名    | 区間<br>から<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の  |       | 備考    |
|--------|----------------|--------|------|-------|-------|
|        |                |        | 幅員m  | 延長m   |       |
| 菱木63号線 | 南区高尾2丁446番1地先  | 旧      | 3.80 | 67.68 | t0381 |
|        |                |        | 4.00 |       |       |
|        | 南区高尾2丁447番17地先 | 新      | 5.50 | 67.68 |       |
|        |                |        | 8.60 |       |       |



堺市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

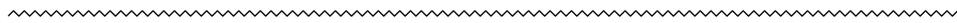
令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名    | 区間<br>から<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考    |
|--------|----------------|--------|--------------|-------|-------|
|        |                |        | 幅員m          | 延長m   |       |
| 鳳南9号線  | 西区鳳南町4丁424番1地先 | 旧      | 3.16         | 0.84  | 70248 |
|        | 西区鳳南町4丁424番1地先 | 新      | 4.35         | 0.84  |       |
| 鳳南22号線 | 西区鳳南町4丁388番1地先 | 旧      | 2.74<br>2.87 | 9.38  | 70261 |
|        | 西区鳳南町4丁388番1地先 | 新      | 3.55<br>3.55 | 9.38  |       |
| 上24号線  | 西区上329番2地先     | 旧      | 2.13<br>2.40 | 5.50  | 70124 |
|        | 西区上330番1地先     | 新      | 2.40<br>3.68 | 5.50  |       |
| 草部4号線  | 西区草部259番1地先    | 旧      | 2.66<br>2.92 | 19.94 | 70020 |
|        | 西区草部259番1地先    | 新      | 3.33<br>3.45 | 19.94 |       |



堺市告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項の規定に基づき高石市が認定した路線について、次のように公示する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 整理番号 30168
- 2 路線名 高石市道 南海中央線
- 3 起点終点 起点：高石市東羽衣2丁目390番2地先  
終点：和泉市葛の葉町3丁目457番1地先
- 4 重要な経過地 堺市西区鳳西町3丁目749番地先から749番地先まで  
及び751番地先から755番地先まで

堺市告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき高石市が区域を決定した路線について、次のように公示する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道

- |   |             |                                           |
|---|-------------|-------------------------------------------|
| 2 | 路 線 名       | 高石市道 南海中央線                                |
| 3 | 区域を決定した区間   | 高石市東羽衣2丁目390番2地先から<br>高石市東羽衣5丁目136番11地先まで |
| 4 | 敷地の幅員及びその延長 | 幅員：25.00m～33.20m<br>延長：514.96m            |

公 告

堺市公告第40号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
サージカルマスク（保健給食課） 1,967箱
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
令和2年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社RELIEF

代表取締役 中尾 誠志

大阪府大阪市西区京町堀1丁目14番24号 タツト靱公園ビル401号室

- 5 落札金額  
¥692,384- (取引に係る消費税額等を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年10月7日

~~~~~

堺市公告第41号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
手指用エタノール含有製品（保健給食課） 2,312本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
令和2年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所

コスメテックスローランド株式会社

代表取締役 松田 幸助

東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル13階

5 落札金額

¥602,738- (取引に係る消費税額等を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年10月7日



堺市公告第42号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

医療用グローブ（保健医療課）（第2回） 1,480,000枚

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

財政局契約部調達課

3 落札者を決定した日

令和2年11月13日

- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社アダチ  
代表取締役 足立 三朗  
大阪府大阪市中央区内平野町3丁目2-10
- 5 落札金額  
¥20,594,200- (取引に係る消費税額等を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年10月14日

~~~~~

堺市公告第43号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
サージカルマスク（防災課）（第5回） 1,000,000枚
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日

令和2年12月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社RELIEF

代表取締役 中尾 誠志

大阪府大阪市西区京町堀1丁目14番24号 タツト靱公園ビル401号室

5 落札金額

¥3,784,000- (取引に係る消費税額等を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年10月28日

~~~~~

堺市公告第44号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立農業公園「交流施設」の利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

利用時間 午前9時30分から午後4時30分まで（令和3年2月1日（月）から同月28日（日）までの間）

※令和3年3月1日（月）から同月31日（水）までの期間の利用時間については、毎月の状況に鑑み決定する。

~~~~~

堺市公告第45号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

令和2年度 第10号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年1月7日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)    |        | 利用権を設定する者(貸手) |       |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)                 |                | 設定する利用権              |        |          |           |        |                 |
|--------------------|--------|---------------|-------|------|---------------------|-------------------------------|----------------|----------------------|--------|----------|-----------|--------|-----------------|
| 住所                 | 氏名     | 所在            | 地番    | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                            | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項    | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法        |
| 堺市南区庭代台4丁36番3号     | 日高 三仁  | 南区豊田          | 1178  | 田    | 1,497               | 堺市南区豊田1177番地1                 | 三宅 シズ子         | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和3年2月1日 | 令和6年1月31日 | -      | -               |
| 堺市南区城山台2丁3番20-206号 | 松尾 裕二  | 南区片藏          | 869   | 田    | 628                 | 堺市南区片藏828番地                   | 中井 晴美          | 使用貸借による権利<br>(解除条件付) | 畑として利用 | 令和3年2月1日 | 令和6年1月31日 | -      | -               |
| 堺市南区高倉台1丁15番2号     | 刈谷 由佳  | 南区太庭寺         | 202   | 田    | 1,256               | 堺市南区高倉台2丁2番22号                | 津野 洋嗣          | 使用貸借による権利<br>(解除条件付) | 畑として利用 | 令和3年2月1日 | 令和6年1月31日 | -      | -               |
| 堺市南区宮山台4丁6番15号     | 大川 和政  | 南区豊田          | 664-1 | 田    | 433                 | 堺市南区豊田917番地                   | 大上 忠志<br>大上 真紀 | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和3年2月1日 | 令和6年1月31日 | -      | -               |
| 堺市中区深阪6丁16番3号      | 樋川 重廣  | 中区檜葉          | 121-2 | 田    | 876                 | 堺市中区檜葉51番地1                   | 東尾 寛二          | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和3年3月1日 | 令和6年2月29日 | -      | -               |
| 堺市南区富藏237番地17      | 北尻 賢   | 南区豊田          | 926   | 田    | 1,067               | 堺市南区豊田1644番地                  | 中井 郁子          | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -               |
| 堺市東区高松486番地        | 谷 好勝   | 美原区阿弥         | 116   | 田    | 1,659               | 堺市北区金岡町1147番地41               | 下町 英樹          | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -               |
| 堺市東区高松486番地        | 谷 好勝   | 美原区今井         | 10    | 田    | 1,342               | 堺市高松166番地                     | 寺山 浩一          | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -               |
| 堺市東区高松486番地        | 谷 好勝   | 東区高松          | 65-2  | 田    | 555                 | 堺市高松166番地                     | 寺山 浩一          | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -               |
|                    |        | 東区高松          | 65-3  | 田    | 198                 |                               |                |                      |        |          |           |        |                 |
|                    |        | 東区高松          | 66-1  | 田    | 1,057               |                               |                |                      |        |          |           |        |                 |
| 堺市東区関茶屋53番地1       | 植田 謙一郎 | 中区深井畑山町       | 2509  | 田    | 915                 | 堺市東区東山186番地                   | 谷尾 昌信          | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -               |
| 堺市中区辻之1118番地8      | 木村 勇   | 中区辻之          | 1062  | 田    | 181                 | 堺市北区東浅香山町4丁1番地15<br>(1-1307号) | 楠本 正光          | 使用貸借による権利            | 畑として利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -               |
|                    |        | 中区辻之          | 1063  | 田    | 459                 |                               |                |                      |        |          |           |        |                 |
|                    |        | 中区辻之          | 1068  | 田    | 747                 |                               |                |                      |        |          |           |        |                 |
| 大阪府和泉市美形町1丁目3番26号  | 味谷 任一  | 西区山田4丁        | 1481  | 田    | 1,077               | 堺市南区和田469番地1<br>堺市南区和田493番地7  | 土師 正彦<br>堀田 和美 | 賃貸借による権利             | 田として利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | 16,000 | 毎年未までに貸手指定口座に振込 |
| 堺市南区大森253番地        | 田中 篤   | 南区檜尾          | 155-1 | 田    | 258                 | 堺市南区大森221番地2                  | 盛野 富美男         | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -               |

| 利用権の設定を受ける者(借手)   |       | 利用権を設定する農地 |        |      |       | 利用権を設定する者(貸手)          |                         |                           | 設定する利用権    |          |           |        |                     |
|-------------------|-------|------------|--------|------|-------|------------------------|-------------------------|---------------------------|------------|----------|-----------|--------|---------------------|
| 住所                | 氏名    | 所在         | 地番     | 現況地目 | 地積(㎡) | 住所                     | 氏名                      | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期       | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法            |
| 大阪府和泉市国分町1019番地の2 | 田口 榮男 | 西区菱木4丁     | 2715-1 | 田    | 1,010 | 堺市西区菱木4丁2744番地         | 池側 恒明                   | 貸賃借による<br>権利              | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | 17,000 | 毎年未までに貸手<br>指定口座に振込 |
| 堺市西区菱木4丁2746番地    | 森口 久司 | 南区稲葉3丁     | 1557-1 | 田    | 1,087 | 堺市北区金岡町2308番地          | 吉村 友信                   | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
| 堺市西区菱木4丁2746番地    | 森口 久司 | 西区菱木4丁     | 1870-2 | 田    | 52    | 堺市中区見野山3番地2            | 藤井 明美                   | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
| 堺市西区菱木4丁2746番地    | 森口 久司 | 西区菱木4丁     | 1918   | 田    | 1,259 |                        |                         |                           |            |          |           |        |                     |
| 堺市西区菱木4丁2746番地    | 森口 久司 | 西区山田4丁     | 1460-1 | 田    | 869   | 堺市南区榎尾1291番地           | 山本 和代                   | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
| 堺市北区金岡町2239番地     | 芝尾 健  | 北区金岡町      | 2736-2 | 田    | 1,251 | 大阪府東大阪市池島町2丁目<br>6番12号 | 小川 博信<br>小川 兼三<br>小川 弘枝 | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
| 堺市北区金岡町759番地      | 橋本 保  | 北区金岡町      | 2741   | 田    | 1,001 | 堺市北区金岡町2543番地          | 箕野 俊一                   | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
| 堺市南区榎尾3762番地      | 西川 勝己 | 南区稲葉3丁     | 1589-1 | 田    | 1,781 | 大阪府高石市千代田1丁目13番3号      | 小倉 武士                   | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
| 堺市南区富蔵237番地17     | 北尻 賢  | 南区豊田       | 676    | 田    | 211   |                        |                         |                           |            |          |           |        |                     |
|                   |       | 南区豊田       | 681    | 田    | 383   |                        |                         |                           |            |          |           |        |                     |
|                   |       | 南区豊田       | 683    | 田    | 776   |                        |                         |                           |            |          |           |        |                     |
|                   |       | 南区豊田       | 684    | 田    | 317   | 堺市南区豊田1646番地           | 西尾 昭子                   | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
|                   |       | 南区豊田       | 686    | 田    | 743   |                        |                         |                           |            |          |           |        |                     |
|                   |       | 南区豊田       | 687    | 田    | 95    |                        |                         |                           |            |          |           |        |                     |
|                   |       | 南区豊田       | 688    | 田    | 449   |                        |                         |                           |            |          |           |        |                     |
| 堺市中区辻之11118番地8    | 木村 勇  | 中区辻之       | 1067   | 田    | 366   | 堺市中区辻之1645番地1          | 川北 剛                    | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
| 堺市中区福田783番地4      | 辻本 睦之 | 中区陶器北      | 172-1  | 畑    | 366   | 堺市中区福田676番地1           | 西野 嵩永                   | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |

| 利用権の設定を受ける者(借手) |        | 利用権を設定する農地 |                |       |                     | 利用権を設定する者(貸手) |                 |                   | 設定する利用権 |          |           |        |              |
|-----------------|--------|------------|----------------|-------|---------------------|---------------|-----------------|-------------------|---------|----------|-----------|--------|--------------|
| 住所              | 氏名     | 所在         | 地番             | 現況地目  | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所            | 氏名              | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容      | 始期       | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法     |
| 堺市中区深阪6丁16番3号   | 樋川 重廣  | 中区平井       | 594            | 田     | 952                 | 堺市中区椿葉88番地    | 松田 智子<br>松田 さゆき | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -            |
|                 |        |            | 595            | 田     | 912                 |               |                 |                   |         |          |           |        |              |
|                 |        |            | 596            | 田     | 869                 |               |                 |                   |         |          |           |        |              |
|                 |        |            | 597            | 田     | 132                 |               |                 |                   |         |          |           |        |              |
|                 |        |            | 120-2          | 田     | 499のうち<br>287.65    |               |                 |                   |         |          |           |        |              |
|                 |        |            | 488-1          | 田     | 1,004               |               |                 |                   |         |          |           |        |              |
| 堺市北区野遠町586番地    | 永木 富美男 | 北区野遠町      | 488-1          | 田     | 1,004               | 堺市北区野遠町565番地  | 菅根 藤樹           | 賃貸借による権利          | 田として利用  | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | 17,000 | 毎年未までに貸手宅へ持参 |
| 堺市南区若松台3丁4番12号  | 藤坂 敏基  | 南区別所       | 1451           | 田     | 251                 | 堺市南区別所1090番地  | 北本 博            | 賃貸借による権利          | 畑として利用  | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | 3,765  | 毎年未までに貸手宅へ持参 |
|                 |        |            | 1452           | 田     | 155                 |               |                 |                   |         |          |           | 2,325  |              |
|                 |        |            | 1453           | 田     | 300                 |               |                 |                   |         |          |           | 4,500  |              |
|                 |        |            | 1454           | 田     | 99                  |               |                 |                   |         |          |           | 1,485  |              |
|                 |        |            | 1455           | 畑     | 142のうち97            |               |                 |                   |         |          |           | 1,455  |              |
|                 |        |            | 1459           | 田     | 489のうち<br>428.71    |               |                 |                   |         |          |           | 6,431  |              |
|                 |        |            | 1460           | 田     | 519                 |               |                 |                   |         |          |           | 7,785  |              |
|                 |        |            | 1463           | 田     | 528                 |               |                 |                   |         |          |           | 7,920  |              |
|                 |        |            | 1464           | 田     | 112                 |               |                 |                   |         |          |           | 1,680  |              |
|                 |        |            | 1465           | 田     | 297                 |               |                 |                   |         |          |           | 4,455  |              |
|                 |        |            | 堺市北区金岡町2164番地1 | 芝尾 恭典 | 東区石原町2丁             |               |                 |                   |         |          |           | 171-1  |              |

| 利用権の設定を受ける者(借手) |        | 利用権を設定する農地 |               |      | 利用権を設定する者(貸手)   |                                                                                           |                                          | 設定する利用権                   |            |          |           |        |                     |
|-----------------|--------|------------|---------------|------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------|------------|----------|-----------|--------|---------------------|
| 住所              | 氏名     | 所在         | 地番            | 現況地目 | 地積(㎡)           | 住所                                                                                        | 氏名                                       | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期       | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法            |
| 堺市北区金岡町2164番地1  | 芝尾 恭典  | 北区金岡町      | 2747          | 田    | 1,067           | 大阪府羽曳野市伊賀6丁目2番2号                                                                          | 高岡 勝治                                    | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
|                 |        | 北区金岡町      | 2749          | 田    | 561             |                                                                                           |                                          |                           |            |          |           |        |                     |
| 堺市北区金岡町2164番地1  | 芝尾 恭典  | 北区金岡町      | 2503          | 田    | 2,009           | 堺市北区金岡町2456番地                                                                             | 間吾 一彦                                    | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
| 堺市北区金岡町2164番地1  | 芝尾 恭典  | 北区金岡町      | 2504          | 田    | 1,295           | 大阪府南河内郡河内町大字一須賀<br>533番地                                                                  | 須原 美千代                                   | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
| 堺市北区金岡町2164番地1  | 芝尾 恭典  | 東区日置荘原寺町   | 331           | 田    | 1,338           | 堺市東区大美野135番地7<br>堺市東区大美野135番地7<br>堺市東区草尾224番地2<br>堺市東区草尾263番地<br>大阪府貝塚市麻生中1050番地<br>1-107 | 松村 茂<br>松村 修<br>安藤 祥子<br>木田 正行<br>西兼 あゆみ | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
|                 |        |            |               |      |                 |                                                                                           |                                          |                           |            |          |           |        |                     |
| 堺市北区長曾根町589番地   | 今野 正章  | 東区石原町3丁目   | 152-1         | 田    | 736             | 堺市東区松屋町2丁目75番地<br>堺市東区松屋町2丁目75番地<br>堺市東区松屋町2丁目97番地                                        | 多井 正和<br>多井 妙子<br>多井 孝仁                  | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
|                 |        | 東区石原町3丁目   | 167           | 田    | 687             |                                                                                           |                                          |                           |            |          |           |        |                     |
| 堺市東区閑茶屋53番地1    | 植田 謙一郎 | 中区深井畑山町    | 2508          | 田    | 1,031           | 堺市東区南三国ヶ丘町5丁目5番1号                                                                         | 大町 京子                                    | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
|                 |        | 中区上之       | 2040          | 田    | 591             |                                                                                           |                                          |                           |            |          |           |        |                     |
| 堺市北区野遠町579番地    | 永木 猛   | 北区野遠町      | 432           | 田    | 1,041のうち<br>990 | 堺市北区野遠町542番地3                                                                             | 松本 秀雄                                    | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年1月31日 | -      | -                   |
|                 |        | 北区野遠町      | 425           | 田    | 667             |                                                                                           |                                          |                           |            |          |           |        |                     |
| 堺市中区東山623番地1    | 榎本 雅彦  | 西区太平寺      | 408           | 田    | 390             | 堺市西区太平寺584番地                                                                              | 木寺 康晴                                    | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -                   |
|                 |        | 西区太平寺      | 409・410合<br>併 | 田    | 1,490           |                                                                                           |                                          |                           |            |          |           |        |                     |
| 堺市東区北野田648番地2   | 野里 孝治  | 東区北野田      | 670           | 田    | 1,358           | 堺市東区永山園4番15号                                                                              | 井上 駒男                                    | 貸貸借による<br>権利              | 畑として<br>利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | 23,000 | 毎年未までに貸手<br>指定口座に振込 |

| 利用権の設定を受ける者(借手)   |       | 利用権を設定する農地 |       |      |       | 利用権を設定する者(貸手)                       |                 | 設定する利用権           |        |          |           |        |                 |
|-------------------|-------|------------|-------|------|-------|-------------------------------------|-----------------|-------------------|--------|----------|-----------|--------|-----------------|
| 住所                | 氏名    | 所在         | 地番    | 現況地目 | 地積(㎡) | 住所                                  | 氏名              | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法        |
| 大阪府和泉市国分町1019番地の2 | 田口 榮男 | 西区山田4丁     | 1334  | 田    | 995   | 堺市西区菱木3丁2639番地1                     | 床山 文彦           | 賃貸借による権利          | 田として利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | 17,000 | 毎年未までに貸手指定口座に振込 |
| 堺市東区石原町4丁207番地    | 以倉 啓次 | 東区石原町3丁    | 97-2  | 田    | 459   | 堺市堺区南三国ヶ丘町5丁5番1号<br>京都府長岡京市西ノ京13-10 | 以倉 吉隆<br>石田 美智子 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | -      | -               |
|                   |       | 東区石原町3丁    | 156-1 | 田    | 640   |                                     |                 |                   |        |          |           |        |                 |
| 堺市東区草尾1164番地      | 光田 裕次 | 東区草尾       | 628   | 畑    | 833   | 堺市東区草尾1161番地2                       | 小谷 守            | 賃貸借による権利          | 畑として利用 | 令和3年2月1日 | 令和6年1月31日 | 10,000 | 毎年未までに貸手宅へ持参    |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

堺市公告第46号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永藤英機

| 区分       | 指定年月日         | 承認番号           | 地名                 | 地番              | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----------|---------------|----------------|--------------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 一部<br>廃止 | 令和2年5<br>月29日 | 堺宅地第P－<br>308号 | 堺区松屋<br>大和川通<br>二丁 | 64番12及び<br>74番1 | 4.7       | 35.4      | 1         |

堺市公告第47号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日         | 承認番号           | 地名           | 地番                           | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|---------------|----------------|--------------|------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 廃止 | 令和2年5<br>月29日 | 堺宅地第P－<br>309号 | 堺区香ヶ<br>丘町五丁 | 68番1、68<br>番12の一部<br>及び68番14 | 4.7       | 21.0      | 1         |

堺市公告第48号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名   | 地番               | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|------|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和2年7月22日 | 堺宅地第P-310号 | 中区平井 | 1084番1及び1108番の一部 | 4.7       | 33.0      | 2         |

堺市公告第49号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日    | 承認番号       | 地名     | 地番          | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|----------|------------|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和2年6月5日 | 堺宅地第P-298号 | 北区南花田町 | 567番25及び水路敷 | 4.7       | 17.01     | 1         |

堺市公告第50号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私

道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名       | 地番       | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 廃止 | 令和2年9月10日 | 堺宅地第P-311号 | 西区上野芝町三丁 | 686番1の一部 | 4.0       | 41.3      | 1         |

堺市公告第51号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日      | 承認番号       | 地名   | 地番    | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|------------|------------|------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和2年11月12日 | 堺宅地第P-314号 | 東区丈六 | 299番1 | 4.7       | 44.24     | 1         |

堺市公告第52号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日      | 承認番号       | 地名     | 地番                 | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|------------|------------|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和2年11月13日 | 堺宅地第P-313号 | 中区深阪一丁 | 2472番1及び2474番2の各一部 | 4.7       | 22.62     | 1         |

堺市公告第53号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日      | 承認番号       | 地名    | 地番       | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|------------|------------|-------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和2年11月16日 | 堺宅地第P-312号 | 中区堀上町 | 143番2の一部 | 5.0       | 17.21     | 1         |

堺市公告第54号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日      | 承認番号       | 地名      | 地番          | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|------------|------------|---------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和2年12月21日 | 堺宅地第P-317号 | 中区土師町二丁 | 98番、99番5の一部 | 6.7       | 43.31     | 1         |

堺市公告第55号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日      | 承認番号       | 地名   | 地番      | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|------------|------------|------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和2年12月25日 | 堺宅地第P-316号 | 西区草部 | 916番の一部 | 4.7       | 23.07     | 1         |

## 上下水道局管理規程

堺市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年1月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第1号

堺市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局職員安全衛生管理規程（昭和51年水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規程による改正後の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第1号（第8条関係）

定期健康診断再実施依頼書

年 月 日

総括安全衛生管理者 様

所 属 \_\_\_\_\_

職氏名 \_\_\_\_\_

(依頼者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

指定された日時及び場所において、 \_\_\_\_\_ ため、再度実

施日時及び場所を指定し、定期健康診断を実施していただきたくお願いします。

なお、再度指定されたときは、その日時及び場所において必ず受診します。

上記のとおり相違ないことを証明します。

所属長 \_\_\_\_\_

職氏名 \_\_\_\_\_

(所属長が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

様式第2号（第8条関係）

健康診断書

|                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                              |       |            |            |           |                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|------------|-----------|---------------------------------------|
| 氏名                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                              |       | 男女         | 年 月 日生（ 歳） |           |                                       |
| 住所                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                              |       |            |            |           |                                       |
| 所属                                                                                                             | 堺市                                                                                                                                                                                                                                           |       |            |            |           |                                       |
| 既往症                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                              |       |            | 現症         |           |                                       |
| 計測                                                                                                             | 身長                                                                                                                                                                                                                                           | cm    | 体重         | Kg         | 腹囲        | cm                                    |
| 感覚器                                                                                                            | 視力                                                                                                                                                                                                                                           | 右（矯正） | 聴力（Ⅰ）      |            | 右         | 左                                     |
|                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                              | 左（矯正） | ※<br>聴力（Ⅱ） | サイクル       | 1000 サイクル | 4000 サイクル                             |
|                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                              |       |            | 右          | dB        | dB                                    |
|                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                              |       |            | 左          | dB        | dB                                    |
| 血圧                                                                                                             | 最大                                                                                                                                                                                                                                           | mmHg  | 最小         | mmHg       |           |                                       |
| 検尿                                                                                                             | 蛋白                                                                                                                                                                                                                                           | 糖     | ウロビリノーゲン   | 潜血         |           |                                       |
| 胸部検査                                                                                                           | (X線所見)<br><br>( 年 月 日)                                                                                                                                    |       |            | 打聴診        | 理学的所見     |                                       |
| 血液検査                                                                                                           | 採血時間：空腹・食後（ ）時間<br>AST (GOT)            LDL-コレステロール    赤血球数<br>ALT (GPT)            中性脂肪                白血球数<br>γ-GTP                HDL-コレステロール    ヘモグロビン<br>尿酸                    血糖                        ヘマトクリット<br>クレアチニン        HbA1c |       |            |            | 尿沈渣       | 赤血球<br>白血球<br>円柱<br>上皮細胞<br>細菌<br>その他 |
| ※心電図所見                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                              |       |            | 眼底所見       |           |                                       |
| 判定                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                              |       |            |            |           |                                       |
| 上記のとおり診断する。            医療機関名称<br>年 月 日                            所在地<br>担当医師名<br>（担当医師が自署しない場合は、記名押印をしてください。） |                                                                                                                                                                                                                                              |       |            |            |           |                                       |

注意

- 1 太枠内の検査項目について健康診断を受けてください。ただし、 年 月 日現在35歳及び40歳以上の者は、※印の聴力検査（Ⅱ）及び心電図検査についても併せて受けてください。
- 2 尿蛋白又は尿潜血が陽性の場合は、尿沈渣を受けてください。
- 3 医師が必要があると認める場合は、精密検査を受けてください。

様式第3号(第13条、第20条関係)

(表面)

療 養 報 告 書

年 月 日

総括安全衛生管理者 様

次のとおり私の治療及び休養の状況について報告します。

|                       |                                                                      |              |        |            |  |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------|--------|------------|--|
| 氏 名                   |                                                                      |              | 男・女    | 年 月 日生( 歳) |  |
|                       | (報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)                                          |              |        |            |  |
| 所 属                   |                                                                      |              | 職名(職種) |            |  |
| 期 間                   | 1 休職命令                                                               | 年 月 日から      |        |            |  |
|                       | 2 B判定                                                                | 年 月 日まで 年 か月 |        |            |  |
| 病 院 又 は 医 院           | (名称)                                                                 |              | (主治医名) |            |  |
|                       | (住所)                                                                 |              | (電話番号) |            |  |
| 病 名                   |                                                                      |              |        |            |  |
| 勤 務<br>(B判定者<br>のみ記入) | 1 毎日の勤務は疲れますか。ア あまり疲れない イ 普通 ウ とても疲れる                                |              |        |            |  |
|                       | 2 勤務の疲れは翌朝まで持ち越しますか。<br>ア 翌朝には疲れがとれる。イ 翌朝まで残る                        |              |        |            |  |
|                       | 3 勤務中に体の具合が悪くなることがありますか。<br>ア ない イ たまにある ウ よくある(具体的に )               |              |        |            |  |
|                       | 4 医師から勤務について何か注意を受けていますか。<br>ア 別に受けていない イ 受けている(具体的に )               |              |        |            |  |
| 治 療                   | 1 現在体の具合はどうか。<br>ア よい イ 普通 ウ よくない(具体的に )                             |              |        |            |  |
|                       | 2 何日に1回ぐらい通院していますか。<br>ア ( )日に1回ぐらい イ その他( )                         |              |        |            |  |
|                       | 3 今、どんな治療を受けていますか。<br>ア 投薬 イ 注射 ウ その他( )                             |              |        |            |  |
|                       | 4 1か月ほど前と比べてどうですか。<br>ア よくなっている イ あまり変わらない ウ 悪くなっている                 |              |        |            |  |
|                       | 5 医師から何か特別な注意を受けていますか。(例えば、禁酒、禁煙、食事制限等)<br>ア 別に受けていない イ 受けている(具体的に ) |              |        |            |  |
| 日 常 生 活               | 1 よく眠れますか。ア よく眠れる イ あまり眠れない                                          |              |        |            |  |
|                       | 2 食事はおいしいですか。ア おいしい イ 普通 ウ 食欲がない                                     |              |        |            |  |
|                       | 3 酒やたばこはどの程度ですか。<br>ア 酒[飲まない・1日( )合程度] イ たばこ[吸わない・1日( )本程度]          |              |        |            |  |
|                       | 4 散歩や軽い運動をしていますか。<br>ア 別にしていない イ している(具体的に )                         |              |        |            |  |
|                       | 5 健康のために何か特別なことをしていますか。<br>ア 別にしていない イ している(具体的に )                   |              |        |            |  |
|                       | 6 ふだんは何をして過ごしていますか。<br>(具体的に )                                       |              |        |            |  |

裏面に続く



上下水道局公告

堺市上下水道局公告第10号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1431号  
 指 定 年 月 日 令和3年1月5日  
 指定期間の末日 令和8年1月4日  
 事業者の名称 株式会社良本設備工業  
 事業者の住所 貝塚市加神1丁目4番27号  
 代表者の職氏名 代表取締役 良本 晃一  
 事業所の名称 株式会社良本設備工業  
 事業所の所在地 貝塚市加神1丁目4番27号

指 定 番 号 第1432号  
 指 定 年 月 日 令和3年1月5日  
 指定期間の末日 令和8年1月4日  
 事業者の名称 株式会社北浦工業所  
 事業者の住所 京都府長岡京市勝龍寺巡り原13番地  
 代表者の職氏名 代表取締役 久保 俊介  
 事業所の名称 株式会社北浦工業所大阪支店  
 事業所の所在地 大阪市西区南堀江1丁目14番7号 エクセル心齋橋西5階502号室

指 定 番 号 第1433号  
 指 定 年 月 日 令和3年1月5日  
 指定期間の末日 令和8年1月4日  
 事業者の名称 梅崎 倭司

事業者の住所 堺市西区上530番地 本田方  
 事業所の名称 梅崎設備  
 事業所の所在地 堺市西区上530番地

指 定 番 号 第1434号  
 指 定 年 月 日 令和3年1月5日  
 指定期間の末日 令和8年1月4日  
 事業者の名称 増田設備工業株式会社  
 事業者の住所 東大阪市御厨南2丁目4番3号  
 代表者の職氏名 代表取締役 増田 浩司  
 事業所の名称 増田設備工業株式会社  
 事業所の所在地 東大阪市御厨南2丁目4番3号

指 定 番 号 第1435号  
 指 定 年 月 日 令和3年1月5日  
 指定期間の末日 令和8年1月4日  
 事業者の名称 株式会社K a l m a x I n t e r n a t i o n a l  
 事業者の住所 羽曳野市南古市2丁目15番20号  
 代表者の職氏名 代表取締役 マックスウェル アネスト  
 事業所の名称 株式会社K a l m a x I n t e r n a t i o n a l  
 事業所の所在地 羽曳野市南古市2丁目15番20号

堺市上下水道局公告第11号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1710号  
 指 定 年 月 日 令和3年1月5日  
 指定期間の末日 令和7年11月30日

事業者の名称 株式会社良本設備工業  
事業者の住所 貝塚市加神1丁目4番27号  
代表者の職氏名 代表取締役 良本 晃一  
営業所の名称 株式会社良本設備工業  
営業所の所在地 貝塚市加神1丁目4番27号

指 定 番 号 第1711号  
指 定 年 月 日 令和3年1月5日  
指定期間の末日 令和7年11月30日  
事業者の名称 株式会社北浦工業所  
事業者の住所 京都府長岡京市勝龍寺巡り原13番地  
代表者の職氏名 代表取締役 久保 俊介  
営業所の名称 株式会社北浦工業所大阪支店  
営業所の所在地 大阪市西区南堀江1丁目14番7号 エクセル心齋橋西5階502号室

指 定 番 号 第1712号  
指 定 年 月 日 令和3年1月5日  
指定期間の末日 令和7年11月30日  
事業者の名称 梅崎 倅司  
事業者の住所 堺市西区上530番地 本田方  
営業所の名称 梅崎設備  
営業所の所在地 堺市西区上530番地

指 定 番 号 第1713号  
指 定 年 月 日 令和3年1月5日  
指定期間の末日 令和7年11月30日  
事業者の名称 増田設備工業株式会社  
事業者の住所 東大阪市御厨南2丁目4番3号  
代表者の職氏名 代表取締役 増田 浩司  
営業所の名称 増田設備工業株式会社  
営業所の所在地 東大阪市御厨南2丁目4番3号